

独立行政法人大学入試センターにおける規則等の基準に関する規則

〔平成13年4月1日〕  
規則第26号

改正 令和2年3月31日規則第87号

独立行政法人大学入試センターにおける規則等の基準に関する規則

(趣旨)

第1条 独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）における規則等の種類、制定手続及び形式等については、他に別段の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(規則等の種類)

第2条 規則等の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 規則
  - 二 細則
  - 三 内規
  - 四 申合せ
- 2 規則は、センターの管理運営に関する事項について、理事長が定めるものをいう。
- 3 細則は、規則を実施するため、必要な細目等について、理事長が定めるものをいう。
- 4 内規は、規則又は細則を実施するため、事務執行上の手続等の運用上必要な事項について、理事長が定めるものをいう。
- 5 申合せは、運営審議会その他の委員会等が、当該所掌事務の運用について申し合わせるものをいう。

(要項及び要領)

第3条 理事長は、前条に定める規則等に準ずるものとして、要項及び要領を定めることができる。

- 2 要項及び要領は、大学入学共通テストの実施その他特定の業務について、基準、日程、手続等を体系的にまとめ、理事長が定めるものをいう。

(規則等の形式)

第4条 規則等の形式は、法令の形式に準ずるものとする。

(規則等の番号)

第5条 規則等には、その種類及び歴年ごとに、一連の番号を付するものとする。

(周知)

第6条 規則等、要項及び要領を定めた場合は、掲示、回覧その他の方法により、センター内に周知するものとする。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。